

再エネの最大限導入のための計画づくり事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

* この公募は、令和5年度当初予算の成立及び、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の採択を前提に募集の手続きを行うものです。

令和5年1月

浜 田 市

再エネの最大限導入のための計画づくり事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

本公募型プロポーザルは、令和5年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、令和5年度当初予算の成立及び、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の採択を前提に行う行為となります。

したがって、本業務委託における予算の不成立又は、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」が不採択となった場合には、本公募型プロポーザルによる業務委託契約を締結することなく、本業務委託を中止する場合があることをあらかじめご了承ください。この場合、プロポーザルから本業務委託中止までに要した費用については、浜田市に請求することはできず、企画提案者の負担となりますのであらかじめご了承ください。

1. 業務の概要

(1) 再エネの最大限導入のための計画づくり事業業務委託

1 浜田市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」改定業務

① 業務目的・内容

地域の二酸化炭素削減目標や再生可能エネルギーポテンシャル及び将来のエネルギー消費量などを踏まえた再エネ導入目標や、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を実施し、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画となる浜田市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」を改定する。

詳細は、別添1「再エネの最大限導入のための計画づくり事業業務委託1 浜田市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」改定業務仕様書」のとおり。

② 期間

契約日から令和6年2月15日(木)まで

③ 提案上限額(消費税及び地方消費税額を含む)

金9,900千円(消費税及び地方消費税の税率を10%として計算した税込金額)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、後述する「提案価格書(様式第10号)」を提出する際の金額(税込)は上記提案上限額を超えてはならない。

(2) 再エネの最大限導入のための計画づくり事業業務委託

2 浜田市地球温暖化対策実行計画「事務事業編」改定業務

① 業務目的・内容

事業所としての浜田市の二酸化炭素削減目標や再エネ導入目標、目標達成に必要な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制等の検討に関する調査等を実施し、浜田市地球温暖化対策実行計画「事務事業編」を改定する。

詳細は、別添2「再エネの最大限導入のための計画づくり事業業務委託2 浜田市地球温暖化対策実行計画「事務事業編」改定業務仕様書」のとおり。

② 期間

契約日から令和6年2月15日(木)まで

③ 提案上限額(消費税及び地方消費税額を含む)

金4,900千円(消費税及び地方消費税の税率を10%として計算した税込金額)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、後述する「提案価格書(様式第10号)」を提出する際の金額(税込)は上記提案上限額を超えてはならない。

(3) 再エネの最大限導入のための計画づくり事業業務委託

3 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務

① 業務目的・内容

再エネの最大限導入のための計画づくりを行うにあたり、公共施設等における太陽光発電設備等の導入可能性を把握することを目的に、「公共施設等の太陽光発電設備等の導入に向けた調査」を実施する。

詳細は、別添3「再生の最大限導入のための計画づくり事業業務委託3 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務仕様書」のとおり。

② 期間

契約日から令和6年2月15日(木)まで

③ 提案上限額(消費税及び地方消費税額を含む)

金9,900千円(消費税及び地方消費税の税率を10%として計算した税込金額)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、後述する「提案価格書(様式第10号)」を提出する際の金額(税込)は上記提案上限額を超えてはならない。

上記の(1)、(2)、(3)の業務については、その成果を令和6年度以降に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業への応募を検討するための基礎資料としても活用するため、専門知識や技術を有する事業者による効果的、効率的な支援を必要とすることから、一括して委託することとする。

2. 実施形式

公募型プロポーザル方式

【主催及び事務局】

主催者 浜田市

事務局 浜田市 市民生活部 環境課 カーボンニュートラル推進室

所在地: 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

電話: 0855-25-9008 E-mail : carbon@city.hamada.lg.jp

3. 参加資格要件

本提案に参加できる者は、次の全ての条件を満たすものとし、必要に応じて市より証明書等の確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年告示第 118 号）に基づき、令和 4 年～令和 6 年物品・役務入札参加資格者名簿に登録されていること。
※ 物品・役務入札参加資格者名簿の登録区分については、「役務等の提供－企画・製作－アンケート・計画策定」での記載があること。
※ 参加の意向があつて、現在、有資格者名簿に登録がない場合は、浜田市カーボンニュートラル推進室に事前に連絡すれば、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。そのうえで、あらかじめ島根県電子調達システムから申請を行い、必要書類を令和 5 年 1 月 25 日（水）までに郵送すること（当日消印有効）。また、島根県電子調達システムからの申請にあつては、申請先は浜田市のみを選択すること。
- (3) 公告（募集）の日（令和 5 年 1 月 18 日）において、浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領第 13 条第 3 項において準用する浜田市建設工事等競争入札参加者資格指名停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号）に基づく指名停止の期間にない者。
- (4) 浜田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 参加申込書提出の時点において、国税及び参加事業所が所在する市町村税を滞納している者でないこと。
- (7) 令和 2 年 4 月 1 日以降に、「地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援」か「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援」か「自治体の地球温暖化対策実行計画の策定」のいずれかと同様の業務委託を地方自治体等から受託し、それらの業務を完了した実績があること。
- (8) 共同企業体(JV)、複数事業者、事業協同組合、特別目的会社(SPC)などの形態（以下「共同企業体」という。）で応募する場合は、共同企業体の代表者が第 1 号から第 6 号までの要件の全てを満たし、他の構成員も第 1 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号の各要件を満たすこと。
※ (1)～(6)の基準日は、応募開始の日から結果通知の日までとする。

4. スケジュール

令和 5 年 1 月 18 日(水)

: 公募開始(市ホームページ)

- 令和 5 年 1 月 25 日(水)午後 5 時 : 質問受付締切
- 令和 5 年 2 月 1 日(水)(※予定) : 質問への回答(市ホームページ)
- 令和 5 年 2 月 9 日(木)午後 5 時 : 参加表明書の提出期限
- 令和 5 年 2 月 16 日(木)(※予定) : 提案資格確認書、提案書提出依頼書による通知
- 令和 5 年 3 月 6 日(月)午後 5 時 : 企画提案書等の提出期限
- 令和 5 年 3 月 13 日(月)(※予定) : プロポーザル審査通知
- 令和 5 年 3 月 22 日(水)(※予定) : 企画提案書等のプロポーザル審査
- 令和 5 年 3 月 27 日(月)(※予定) : 選定結果通知書による通知
- 令和 5 年 4 月～6 月(※環境省補助金交付決定日以降) : 業務委託契約書の締結

5. 提示書類

本公募型プロポーザルの募集にあたり、以下の書類を提示する。

1	公募型プロポーザル実施要領(本書)
2	質問書(様式第 1 号)
3	公募型プロポーザル参加表明書(様式第 2 号)
4	誓約書(様式第 3 号)
5	企画提案事業者会社概要(様式第 4 号)
6	類似業務受託実績記載書(様式第 5 号)
7	共同企業体届出書兼委任状(様式第 6 号)
8	公募型プロポーザル提案資格確認通知書(様式第 7 号)
9	企画提案書提出依頼書(様式第 8 号)
10	企画提案書提出届(様式第 9 号)
11	提案価格書(様式第 10 号)
12	プロポーザル審査通知(様式第 11 号)
13	企画提案(公募型プロポーザル)参加辞退届(様式第 12 号)
14	公募型プロポーザル選定結果通知書(様式第 13 号)
15	審査評価基準(別紙)
16	業務委託 1 浜田市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」改定業務仕様書(別添 1)
17	業務委託 2 浜田市地球温暖化対策実行計画「事務事業編」改定業務仕様書(別添 2)
18	業務委託 3 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務仕様書(別添 3)

6. 質疑・回答

- (1) 提出方法「質問書(様式第 1 号)」により E メールで事務局まで提出すること。なお、電話で送受信の確認を必ず行うこと。E メール以外の方法による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限：令和 5 年 1 月 25 日(水)午後 5 時

- (3) 提出場所：事務局である環境課カーボンニュートラル推進室のEメールアドレス
Eメールアドレス：carbon@city.hamada.lg.jp
- (4) 回答方法：浜田市ホームページにて公表
- (5) 回答日時：令和5年2月1日(水)予定

7. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類：本実施要領、仕様書及び浜田市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で次の書類を提出すること。

No.	提出書類	区分	部数
1	公募型プロポーザル参加表明書(様式第2号)	必須	1部
2	誓約書(様式第3号)	必須	1部
3	企画提案事業者会社概要(様式第4号) (※共同企業体による申請の場合には各社必要)	必須	1部
4	類似業務受託実績記載書(様式第5号) (※共同企業体による申請の場合には各社必要)	必須	1部
5	共同企業体届兼委任状(様式第6号) (※共同企業体による申請の場合には必要)	必要に応じて	1部
6	申請者の国税の完納証明書あるいは納税証明書 (※共同企業体による申請の場合には各社必要)	必須	1部
7	申請者の市町村税の完納証明書あるいは納税証明書 (※共同企業体による申請の場合には各社必要)	必須	1部

- (2) 提出方法：提出書類を事務局である環境課カーボンニュートラル推進室へ持参又は郵送(書留又は簡易書留)すること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。
- (3) 提出期限：令和5年2月9日(木)午後5時
- (4) 確認の通知及び企画提案書の提出依頼：令和5年2月16日(木)に資格審査及び企画提案書の提出依頼を様式第7号及び様式第8号でEメール及び郵送にて通知する。

8. 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案書の内容
- ① 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」公募要領を熟読し、補助金の目的に合った提案をすること。
 - ② 別添の「業務委託1 浜田市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」改定業務仕様書」、

「業務委託 2 浜田市地球温暖化対策実行計画「事務事業編」改定業務仕様書」、「業務委託 3 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務仕様書」、「プロポーザル審査評価基準」を参照の上、全体事業の他に各業務委託1～3の内容に応じた区分けを行い、調査対象・分析方法・設定手順・スケジュール・施策内容・計画手順・策定方法・支援体制等について具体的な提案をすること。

(2) 提出書類

No.	提出書類	区分	部数
1	企画提案書提出届（様式第9号）	必須	1部
2	企画提案書	必須	10部
3	提案価格書（様式第10号）	必須	1部
4	参考資料（企画書の補足資料、業務実績資料等）	任意	10部

※本編は企画提案書のみで完結し、参考資料がなくても説明できること

(3) 提出期限

令和5年3月6日(月)午後5時

9. 企画提案書等のプロポーザル審査

(1) 実施日：令和5年3月22日(水)（予定）

※詳細は企画提案書提出届の提出後に、プロポーザル審査通知(様式第11号)により企画提案事業者あてに通知する。

※プロポーザル審査を辞退したい者は企画提案参加辞退届（様式第12号）を提出すること。

(2) 内容：①企画提案書の内容について説明を行うこと。

②提案内容に関する質疑に答えること。

(3) 時間：提案者説明 20分

質疑応答 10分

※上記の時間には、プレゼンテーションの準備及び片付けの時間も含めること。

(4) 出席者：企画提案書等プロポーザルに出席できる者は、最大3名までとする。

(5) 機器等：企画提案書等プロポーザルを行うにあたり、プロジェクター、スクリーン、プロジェクター用コードの機器は本市にて準備する。

ただし、説明者用のパソコンは、プロジェクターに接続可能なものを提案者にて準備すること。

10. 審査及び選考

(1) 審査・選考方法

「再エネの最大限導入のための計画づくり事業業務委託事業者選定審査会」(以下「選定審査会」という。)が別紙「審査評価基準」に基づいて審査し、優先交渉権者の選考を行う。

ただし、参加者が7者以上の場合、選定委員会において書類審査を実施し6者以下に選考しプロポーザル審査を実施する。なお、応募者が1者の場合でもプロポーザル審査を行い、要件を満たしている場合にのみ優先交渉権者とする。

(2) 優先交渉権者

選定審査会にて選考された最優秀提案者には優先交渉権を与え浜田市と仕様及び価格等を協議した上で受託事業者となる。ただし、市は優先交渉権者と協議が調わない場合には次点の優秀提案者と協議を行う。

(3) 審査結果及び異議申立て

審査結果については、令和5年3月27日(月)(予定)にEメール及び郵送で公募型プロポーザル選定結果通知書(様式第13号)により通知する。

なお、この審査結果については、いかなる異議申し立ても浜田市は受け付けないものとする。

(4) 受託事業者

浜田市は最優秀提案者あるいは次点の優秀提案者と協議した上で、業務委託契約を締結し受託業務を実施する。

(5) プロポーザルの中止・延期

次の場合は、本プロポーザルを中止あるいは延期する。この場合、企画提案者が本プロポーザルのために要したすべての費用については、浜田市に請求することはできず、企画提案者の負担とする。

① 応募者がなかった場合

② 気象災害等やむを得ない事態により、主催者が本プロポーザルの実施が困難と判断した場合

11. その他

(1) 費用負担

参加表明書の作成、提出、企画提案書の作成、提出、プロポーザル審査への参加等、本プロポーザルの参加にかかる一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は、本プロポーザルが中止となった場合を除き、返却しない。

(2) 業務実施責任者の変更

企画提案書に記載した業務実施責任者を変更する場合には、事前に市に届け出るものとする。

- (3) 企画提案書等の著作権等に関する権利について
- ① 優先交渉権者となった事業者の企画提案書等の著作者は、市に提出された企画提案書等の全部又は一部を市が無償で使用(複製、転記、転写又は修正)することに同意するものとする。
 - ② 市に提出された企画提案書等の所有権は、市に無償で移転するものとする。
 - ③ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (4) 本事業受託後の成果物の著作権等について
- ① 本事業の一切の成果物に関するすべての著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、納品を行った時点で市に移転するものとする。
 - ② 本事業の一切の成果物に関するすべての著作者人格権を行使しないものとする。受託者が著作者と異なる場合には著作者人格権を著作者に行使させないものとする。
- (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 審査の結果については、浜田市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。
- ① 最優秀提案者名(最優秀提案者以外の者は仮名で公表する。)
 - ② 評価順位(最優秀提案者以外の者は仮名で公表する。)
 - ③ 評価点(点数については、合計点を公表する。)
- (8) 次のいずれかに該当する参加者は、失格とする。
- ① 実施要領等に示した参加資格に適合しない者が行った応募
 - ② 参加者の記名及び押印を欠く参加、又は、参加事項を明示しない応募
 - ③ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ④ 2通以上の書類提出がなされた応募
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載のある応募
 - ⑥ 提案上限額を超えた見積りの応募
 - ⑦ 正当な理由なく、企画提案書等のプロポーザル審査を欠席した場合
 - ⑧ 一定水準(60%)以上の評価点を得ることができない提案を行った場合
 - ⑨ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑩ その他実施要領等において示した条件等、参加に関する条件に違反した応募

—以上—